

はしがき

ここに、『レクチャー新保険法』を世に送る。

本書は、2008（平成20）年に法律56号として成立し、2010（平成22）年4月1日に施行された「保険法」を、われわれ3名が執筆した『レクチャー保険法』の発展形態として改正前商法における規定との関係を意識しながら、また新保険法の評価を考えながら書き上げたものである。

保険契約が一般契約とは異なる基礎、背景、そして歴史の中から出現し、われわれの生活の中に浸透している。保険の引受けが営業的商行為（商502⑨）に該当し、それを行う者は保険者として商人であることから、商法（あるいは企業法）の一部として一般生活者からやや離れたところで語られてきたような気がする。そこで、保険契約に関する法を独立した単行法とする作業の中では、家計保険における保険契約者保護、条文の明確な片面的強行規定化を中心に、その現代化を目指していたことが強調されている。そのような作業の結果としての「保険法」にいかなる評価を与えるかは、もう少し時間を必要とするかもしれない。それでも、「保険法」を学習の対象とする者、仕事のツールとして使う者にとって手軽に参照すべき書物となることを『レクチャー保険法』同様に期待している。

保険契約は保険システムのうえに成立している法律行為であるから、保険とは何か、保険システムの成立条件は、または保険業がいかに規制されているか等の理解が必要である。そこで、本書はそのような基礎を紙幅の許す限り記述してあることが『レクチャー保険法』以来の特色である。また本書は、損害保険契約、生命保険契約、そして傷害疾病保険契約それぞれを単独で扱うことを原則としたので、説明が重複している部分もあるが、クロスレファレンスすることによって、相互関係を理解してもらえと思う。新保険法自体の分析の不十分さが残り、あるいは3名それぞれの記述に個性や濃淡が現れているところもあったが、持ち寄った原稿については、全体の調和を最低限図りつつ一冊に仕上げたもので、これまでと同様に分担部分を明示してはいない。「保険法」

の施行前後から多くの解説書、体系書が刊行され、本書執筆において参考にさせていただいたが、本書を単独で評価の対象としていただき、ご批判、ご教示をお願いしたい。

本書の刊行にあたっては、法律文化社・秋山泰氏に、原稿整理の遅れにも我慢強く耐えていただき、また校正の段階では舟木和久氏に大変お世話になった。末筆ながら、御礼申し上げます。

2011（平成23）年3月3日

今井 薫
岡田 豊基
梅津 昭彦